

久喜市交通指導員の装備及び服装に関する要綱の一部を改正する告示

久喜市交通指導員の装備及び服装に関する要綱（令和２年久喜市告示第９２号）の一部を次のように改正する。

別表第１の支給品（男子）の表中

「

帽子	冬用	1	2年	
	夏用	1	2年	
	盛夏用	1	1年	

」

を

「

帽子	冬用	1	2年	
	夏用	1	2年	

」

に改め、同表ネクタイの項、短靴の項、ゴム長靴の項、半長靴の項、手袋の項、マフラーの項及び白ビニール帯革ベルトの項を削る。

別表第１の支給品（女子）の表中

「

冬服	上衣	1	2年	
	スカート	1	2年	
	スラックス	1	2年	
	ベスト	1	2年	
夏服	ワイシャツ	1	2年	
	スカート	2	2年	
	ベスト	1	2年	

	スラックス	1	2年	
--	-------	---	----	--

」

を

「

冬服	上衣	1	2年	
	スラックス	1	2年	
	ベスト	1	2年	
夏服	ワイシャツ	1	2年	
	ベスト	1	2年	
	スラックス	1	2年	

」

に改め、同表ネクタイの項、靴の項、婦人ゴム長靴の項、婦人ブーツの項、手袋の項及びマフラーの項を削る。

別表第2くさりの項及び帽章の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の久喜市交通指導員の装備及び服装に関する要綱（以下この項において「旧要綱」という。）の規定により支給された支給品又は貸与された貸与品は、それぞれ改正後の久喜市交通指導員の装備及び服装に関する要綱の相当規定により支給された支給品又は貸与された貸与品とみなし、支給品の使用期間は、旧要綱の規定により使用を開始した日を起算日とする。